

各位

福岡県信用保証協会

税理士連携保証「TAG」の取扱期間延長等について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の業務につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、平成28年12月5日より、九州北部税理士会に所属する税理士または税理士法人から推薦を受けた中小企業者が必要とする経常運転資金の一部について、定時償還を伴わない一括払い方式の短期資金を一定期間継続して支援する保証商品「税理士連携保証『TAG』」を取扱っておりますが、今般、下記の通り取扱期間を延長し、また当商品所定様式の改正を行いましたのでお知らせいたします。

記

- | | |
|-----------|--|
| 1. 商品名 | 税理士連携保証「TAG」 |
| 2. 商品の内容 | 別添「商品概要」のとおり |
| 3. 取扱期間 | (変更前) 令和7年3月31日(月)保証協会受付分まで
(変更後) <u>令和8年3月31日(火)</u> 保証協会受付分まで |
| 4. 改正する様式 | 経営改善計画書(様式保申第153号)
※令和7年4月1日保証協会申込受付分から改正いたしますが、
改正前の様式にてご提出頂いた場合も差し替えは不要です。 |

以上

取扱金融機関	約定書締結金融機関																				
制度融資等の利用	不可																				
責任共有制度	対象																				
申込方法	金融機関経由申込																				
対象要件	次の全ての要件を満たす保証対象中小企業者であること (1) 1期以上の決算または確定申告を行っていること (2) 九州北部税理士会の会員である税理士または税理士法人（以下、税理士等）が月次管理等を行い、税理士等からの推薦があること (3) 次の条件を満たしていること 《法人の場合》直近決算において経常利益を計上 《個人の場合》貸借対照表を作成している青色申告で、直近の確定申告における青色申告特別控除前の所得金額が200万円以上 ※ただし、直近決算（確定申告）において債務超過の場合は、税理士等の支援により策定した経営改善計画書（様式保申第153号）において、業績の改善が見込まれること。 (4) 既保証付融資が条件変更等による返済緩和を実施していないこと																				
融資限度額	5,000万円以内（直近決算における平均月商2倍の範囲内） ただし、1中小企業者1口限りとする																				
保険種別	一般関係無担保保険（8,000万円）、一般関係普通保険（2億円）																				
保証期間	12ヶ月以内（ただし、初回利用時の終期は決算申告（確定申告）期限から概ね2か月以内とし、以降更新時においては原則として12ヶ月とする）																				
資金使途	運転資金（但し、保証協会が認めた場合は既保証付融資の借換も可能）																				
貸付形式	手形貸付・証書貸付																				
返済方法	一括返済																				
担保/連帯保証人	担保:必要に応じて/連帯保証人:必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。																				
貸付利率	金融機関所定利率																				
信用保証料	基準保証料率（責任共有保証料率） <table border="1"> <thead> <tr> <th>料率区分</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料率</td> <td>1.90%</td> <td>1.75%</td> <td>1.55%</td> <td>1.35%</td> <td>1.15%</td> <td>1.00%</td> <td>0.80%</td> <td>0.60%</td> <td>0.45%</td> </tr> </tbody> </table> ※対象要件に該当する法人で、「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」の要件を満たした場合については、0.25%または0.45%を上乗せした料率を適用する。	料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9												
保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%												
保証料割引	1. 「中小企業会計の基本要領」もしくは「会計参与設置会社」は、上記保証料率から0.1%差し引く 2. 不動産等担保の提供がある場合は上記保証料率から0.1%差し引く 3. 推薦する税理士等が認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第21条第2項に規定する認定経営革新等支援機関をいう）の場合は、上記保証料率から0.1%差し引く																				
取扱期間	平成28年12月5日（月）～令和8年3月31日（火） ※初回申込受付期間																				
更新時の取扱い	【更新回数】最大4回まで更新可能とする（※更新回数満了後の取扱いは、「更新できない場合の取扱い例」に準じる）。 【更新の方法】原則として新規保証の申込を受け、借換により更新手続きを行う（継続新規扱い）。 ※取扱金融機関でのみ更新の取扱いが可能。他の金融機関で更新手続きはできない。 【更新できない事由】 ①既保証付融資の返済条件を緩和した場合 ②2期連続経常利益を計上していない場合（個人の場合は2期連続青色申告特別控除前所得金額200万円未満の場合） ③著しい社外流出など、本保証が目的に反して利用された場合 ④その他、保証利用要件を満たさなくなった場合 【更新ができない場合の取扱い例】 ①期日一括返済、②条件変更による分割返済、③他保証商品での借換（保証利用要件等を欠いている場合は除く）																				
必要書類	【初回申込時】 ①推薦書（様式保申第151号） ②決算概要報告書（様式保申第152号） ③直近決算（確定申告）において債務超過の場合は、税理士等の支援による「経営改善計画書」（様式保申第153号） ※既に早期経営改善計画策定支援事業における計画書を策定している場合は代用可。 【更新時】 ①決算概要報告書（様式保申第152号） ※直近決算（確定申告）において経常利益を計上していない（個人は青色申告特別控除前の所得金額が200万円未満）の場合は、その要因及び改善策の記載が必要。 ②直近決算（確定申告）において債務超過の場合は、税理士等の支援による「経営改善計画書」（様式保申第153号） ※既に早期経営改善計画策定支援事業における計画書を策定している場合は代用可。 ③初回申込時から月次管理等をする税理士等が変更となった場合は、推薦書（別紙様式）																				
モニタリング	①税理士等は、申込人の業況が悪化した場合は、速やかに取扱金融機関へ報告するとともに、取扱金融機関は保証協会へ速やかに報告する。必要に応じ、保証協会と連携して経営支援に取組むものとする。 ②取扱金融機関は、実行後の申込人の現況把握に努め、利息の徴求ができなかった場合等は、速やかに保証協会へ報告し、必要に応じ、保証協会および税理士等と連携して経営支援に取組むものとする。																				
本保証のイメージ																					

【税理士連携保証TAG用】経営改善計画書

※直近決算（確定申告）において債務超過の場合、本計画書をご提出ください。

1. 事業者名

住所			
法人名 代表者名 又は氏名			
税理士名 又は 税理士法人名		担当者名	

2. 現状認識(※1)

No.	項目	内容
①	事業概要	
②	外部環境 事業の強み・弱み	
	(課題)	
③	経営状況 財務状況	
	(課題)	

3. 財務分析

直近の決算期	
①売上増加率(売上持続性)(%)	④EBITDA有利子負債倍率(健全性)(倍)
②営業利益率(収益性)(%)	⑤営業運転資本回転期間(効率性)(か月)
③労働生産性(生産性)(千円)	⑥自己資本比率(安全性)(%)

*表中の財務指標はローカルベンチマークにおける6指標となります。(※2)
個人事業主の方は①②③のみ記載してください。

4. 計画終了時点における将来目標

*「2. 現状認識」を踏まえた計画終了時点における事業の具体的な将来目標を記載してください。直近決算の売上高営業利益が赤字の場合は、黒字化に向けた具体的な取組をご記入下さい。

将来目標					
EBITDA 有利子負債倍率	計画1年目	計画2年目	計画3年目	計画4年目	計画5年目
	倍	倍	倍	倍	倍

*個人事業主の方はEBITDA有利子負債倍率の記載は不要です。

5. 具体的なアクションプラン

*「2. 現状認識」の課題(②③のいずれか1つでも可)について取組計画等を記載してください。計画1年目は、計画策定日の属する事業年度となります。
改善目標指標には、「3. 財務分析」の①~⑥(④を除く)のいずれかの指標を記載し、目標値には同指標の計画年度毎の目標値を記載してください。
「本資金の活用方法」は取組計画との関連性を中心に記載してください(課題が複数の場合は、いずれか1つの取組計画に係る記載でも可)。

課題	取組計画等	主な取組				
		計画1年目 (計画策定年度) (令和 年 月 期)	計画2年目 (令和 年 月 期)	計画3年目 (令和 年 月 期)	計画4年目 (令和 年 月 期)	計画5年目 (令和 年 月 期)
	取組計画					
	改善目標指標					
	目標値					
	取組計画					
	改善目標指標					
	目標値					
本資金の活用方法 (資金使途、資金効果等)						

6. 収支計画及び返済計画

(単位：千円)

	直近決算の状況 (計画策定前) (令和 年 月 期)	計画1年目 (令和 年 月 期)	計画2年目 (令和 年 月 期)	計画3年目 (令和 年 月 期)	計画4年目 (令和 年 月 期)	計画5年目 (令和 年 月 期)
売上高						
営業利益						
税引き後当期純利益						
減価償却費						
借入金返済額						

7. 税理士の所見

(本計画書中、別に添付する計画書で代える項目がある場合には項目名をチェックして下さい。)
 2. 現状認識 3. 財務分析 4. 計画終了時点における将来目標 5. 具体的なアクションプラン 6. 収支計画及び返済計画

以上

※1 「2. 現状認識」について、「ローカルベンチマーク」における非財務ヒアリングシートを作成している場合には、同シートの提出でも差し支えありません。
ローカルベンチマークの概要については以下URLまたはQRコードをご参照ください。

https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/locaben/

※2 ローカルベンチマークの算出方法及び各指標の意義は以下『6つの財務指標』の通りです。



(参考) 財務分析の視点 ～6つの財務指標～

①売上増加率 【計算式】=(売上高/前年度売上高)-1 【意義】キャッシュフローの源泉である売上高の増減率を確認することが可能であるとともに、事業者の成長ステージを判断するのに有用な指標です。	②営業利益率 【計算式】=営業利益/売上高 【意義】本業の収益性を図る重要な指標であり、事業性を評価するための、収益性分析の最も基本的な指標です。
③労働生産性 【計算式】=営業利益/従業員数 【意義】従業員1人当たりが獲得する営業利益を示すものであり、成長力、競争力等を評価する指標です。	④EBITDA有利子負債倍率 【計算式】=(借入金-現預金)/(営業利益+減価償却費) 【意義】(営業利益+減価償却費)の部分は営業キャッシュフローを簡易的に示すもので、有利子負債と当該営業キャッシュフローを比較しているため、倍率が低いほど返済能力があることを示す指標です。
⑤営業運転資本回転期間【計算式】=(売上債権+棚卸資産-買入債務)/月商 【意義】営業運転資金とは、販売・提供した商品・サービスの売上債権を回収するまでに必要となる資金を示すものです。過去の値と比較することで、売上増減と比べた営業運転資金の増減を計測することができます。回収や支払等の取引条件の変化による必要運転資金の増減を把握するための指標です。	⑥自己資本比率 【計算式】=純資産/総資産 【意義】総資産のうち、返済義務のない自己資本が占める比率を示し、安全性分析の最も基本的な指標です。